

広島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

草木高光線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町高光字宮之前日南田三二七 二番一地从先から 神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル) 七・五〇〇 二七・六〇〇	延長 (メートル) 一〇四・三〇	拡幅
	神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字須田丸小柳田一六六 八番二地从先まで	敷地の幅員 (メートル) 五・一〇〇 一〇・〇〇〇	延長 (メートル) 二二六・七〇	ダブルウェイ	
神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字須田丸小柳田一六六 八番二地从先まで 神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字須田丸代田一六六九 番一地从先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル) 一・二〇〇 二七・〇〇〇	延長 (メートル) 二二六・六〇	